

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第362号)

平成17年2月18日

横情審答申第 3 6 2 号

平成 17 年 2 月 18 日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年1月6日市市情第5096号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成 15 年 5 月 2 日開催の第 11 回横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議内容を録音した録音テープのうち、諮問第 339 号及び第 373 号に関する部分で本人の（請求人）意見陳述部分のみ（その他の審議部分は、特に含めなくてもよい）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成15年5月2日開催の第11回横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議内容を録音した録音テープのうち、諮問第339号及び第373号に関する部分で本人の（請求人）意見陳述部分のみ（その他の審議部分は、特に含めなくてもよい）」を個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成15年5月2日開催の第11回横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会の会議内容を録音した録音テープのうち、諮問第339号及び第373号に関する部分で本人の（請求人）意見陳述部分のみ（その他の審議部分は、特に含めなくてもよい）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年6月20日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第17条第2号及び第3号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件録音テープには、本件の異議申立人（以下「申立人」という。）が教職員採用選考試験関係文書の開示を求めて異議申立てをした案件について具体的に開示決定等の適否を審議した横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）第一部会の審議内容が記録されており、このうち申立人が口頭意見陳述を行った部分について開示請求があったものであるが、申立人が意見を述べ、また、審査会委員が質問するなど、申立人と委員との意見のやりとりが記録されているため、これは、本件異議申立案件についての委員の評価・判定に関する情報にあたり、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報」に該当する。

また、市の機関である審査会が行う事務に関する申立人の個人情報であるため、「市の機関が行う事務に関する個人情報」に該当する。

- (2) 本件個人情報は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条第2号及び第3号により非公

開としている審査会の会議の一部であり、その内容を録音した録音テープを開示することは、審査会の審議を公開するのと同様の支障がある。本件個人情報を開示すると、委員の質問等から非開示とした情報の内容が明らかになるおそれや審議案件の利害関係者からなんらかの働きかけが行われるなど、審査会の公平・中立的な審議に著しい支障が生じるおそれがある。

また、審査会委員の質問等の内容から委員が審議の途中段階で何に関心を持っているかなどが推測されるおそれがある。これが公にされることによる誤解等を回避するために、委員の自由な質疑や発言が差し控えられるおそれがあり、審査会の審議に著しい支障が生じるおそれがある。

これは、当該案件の審議終了後であっても、将来行われる審査会における不服申立案件に係る同種の審議に影響を及ぼすものであり、同様と考えられる。

以上のことから、個人情報保護条例第17条第2号及び第3号に該当するため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定を取り消し、申請に係る全ての録音・文書を開示するとの決定を求める。
- (2) 申立人は、平成15年5月2日、第11回審査会第一部会において、二つの異議申立ての口頭による意見陳述を行った。この口頭意見陳述自体も、異なる異議申立案件であるものを一緒に行うとする暴挙であったため、申立人はこの事を口頭にて抗議したが、同審査会は、纏めて行うと宣言し、人権を無視し、抗議をも受け付けない。市民の意見を聞くはずの口頭意見陳述で、個人の保護どころか話しさえさせようとしないで結論を出すというこの行動にはあきれ果てる。

審査会の会場は狭くはなかったが、市民局は不自然に近接した座席配置を行い圧迫した。行政に不服を言う者に対する不当な威圧を行う手法である。

さらに、市民局の事務局職員はその会場内に大挙して、申立人の直近の後部座席に座り、申立人をさらに威圧した。またそれらの人物は、野次を飛ばし、申立人の言を不当に遮った。

善良な一市民に対するこれらの扱いこそ不法行為である。

申立人が、本件の核心である、教育委員会の試験問題のミスに該当する文章を読

み上げると、不当に制止させられたので、本件の核心たる経緯を語らずして結論が出ぬことを説明し、意見陳述の続行を求め、認められたため再開した。申立人の言を聞くために開いた会で、意見陳述の中断自体、不適法である。

市民である個人が、横浜市行政という大きな組織にたった一人で異議を主張するのに、行政側が数々の妨害を行う根拠はどこにあるのか。

- (3) 意見陳述者自身は、録音をとる事を許されない。それは、審査会が正確な記録をしているはずと安心させているためである。故に個人が自己の記録を請求するのになぜ拒むのか。個人情報に本人に開示するのであるから、別段第三者の目にも触れず何の問題もないはずだ。しかし、この開示すらできないのであれば、発言者側にも録音をさせるべきである。でないと、発言者が一人の時は、記録を採ることが事実上不能ではないか。
- (4) 意見陳述者の論述は、意見陳述者の知的財産であり、論述に関して公開できないというのは、知的財産を否定する暴挙であり、知的財産権侵害を行ってまで公開を拒める理由の提示がない。
- (5) 本件で注目すべきは、「個人の権利利益を保護すること」を目的に公開を拒んでいるわけではないということである。ならば非開示とすべき個人情報の部分を特に含めなければ、公開できるのである。個人情報は本人が請求しているのだから公開せねばならない。その情報が自分たちに不利になるという理由で拒んではならない。
- (6) 利害関係者とは一般市民のことではないか。一般市民の働きかけが怖いというのであれば、民主主義の原則を著しく逸脱している。市民にすれば、信用のおける人たちに正当な判断をしていただきたいのであり、それは民主主義の国家なら当然のことである。
- (7) 審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。口頭意見陳述は、この書面審理の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、不服申立人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、不服申立人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 25 条第 1 項ただし書と同様の趣旨によるものなのだ。

諮問庁も不服申立人等に含まれるので（行政不服審査法第 51 条第 4 項）、この権

利が保障される。この権利を将来に亘って妨害するという根拠に、法的な理由がない。

この説明書を見ても分かるように、極めて根拠が曖昧で具体性に欠けている。行政は曖昧な事実により法令を適用するということは、決してしてはならないのである。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成 15 年 5 月 2 日開催の審査会第一部会の内容をそのまま録音した録音テープのうち、本件申立人が提起した案件である諮問第 339 号及び第 373 号（教職員採用選考試験関係文書の開示を求める案件）についての意見陳述部分である。

本件個人情報を含む録音テープは、審査会の答申を作成する際の参考資料として利用されている。

(2) 審査会の非公開について

審査会の会議は、非開示情報について審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため、不服申立案件を審議する場合は、情報公開条例第31条ただし書の規定により非公開としている。

(3) 意見陳述について

情報公開条例第25条第1項は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができると規定している。不服申立人等の意見陳述は、審査会の審理における開示・非開示の判断のための審議資料とするために行うものである。

(4) 個人情報保護条例第17条第3号の該当性について

ア 個人情報保護条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるときは開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報について、市の機関である審査会が行う事務に関する申立人の情報であるため、「市の機関が行う事務に関する個人情報」に該当し、これを開示することは、審査会の審議を公開するのと同様の支障があると主張しているため、以下検討する。

ウ 審査会は、行政上の不服申立てにおいて提起された法律上の論点等について端的に法的判断を示すことが要請されており、このような法的判断が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。

このような性格を持つ審査会の審議内容が公開されると、審査会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見・見解が公になる場合がある。

その結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

このような審査会の審議は反復して行われているので、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかとなることは、審査会の他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。

エ 申立人の意見陳述は、前記5(3)のとおり、審査会の審理において開示・非開示の判断を審査会が行う際の審議資料とするために実施するものである。意見陳述の実施は、審議から離れて行われているものではなく、審議に必要な意見を本人から聴取することが目的であるため、申立人の発言内容から審査会委員の質問等の発言内容を推測することが可能であり、審査会の審議そのものと考えることが適当である。

したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報としての性格を有すると同時に、審議内容としての性格を有しており、それらは一体不可分のものであり分離できるものではなく、それは、たとえ申立人の発言部分のみの場合も同様である。すなわち、審議内容の中に個人情報が混在しているのであって、そのうち個人情報だけを切り離し、別個のものとして扱うことはできない。

オ よって、申立人の意見陳述部分は、これを開示した場合、審査会の審議の過程を明らかにすることとなり、その結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、また、対象案件の答申が出された後であっても、

審議過程が明らかとなることは、答申の客観的な解釈が妨げられるなど対象案件の答申が出される前と同様の支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

(5) 個人情報保護条例第17条第2号の該当性について

ア 個人情報保護条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報について、申立人に対する委員の評価・判定に関する情報であるため、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報」に該当すると主張しているが、本件個人情報については、個人情報保護条例第17条第3号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を個人情報保護条例第17条第3号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 16 年 1 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 16 年 1 月 23 日 (第 27 回第二部会) 平成 16 年 1 月 30 日 (第 28 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 11 月 26 日 (第 50 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 12 月 10 日 (第 52 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 12 月 24 日 (第 53 回第二部会)	・ 申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 1 月 14 日 (第 54 回第二部会)	・ 審議